

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いに係る指導
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		消防法 さいたま市火災予防条例
条 項		法第9条の4・条例第40条～第50条、第67条
所 管 課		消防局 予防部 査察指導課 (電話：048-833-7543)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	消防法に定める危険物のうち、指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、市町村条例で定めることとされている。さいたま市火災予防条例に定める技術上の基準及び同条例に基づく貯蔵・取扱い開始届出について、「指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの運用上の指針」により、指導内容の統一を図っている。
備 考		